

中小企業の知的財産



原 田 信 行
(筑波大学)
(システム情報系准教授)

目次

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. はじめに | 3. 模倣被害 |
| 2. 中小企業の知的財産活動の概観 | 4. 資金調達 |
| 2.1. 特許庁による集計 | 5. おわりに |
| 2.2. 中小企業実態基本調査 | |
| 2.3. 知的財産活動調査 | |

1. はじめに

2002年2月、内閣総理大臣の施政方針演説のなかで、以下の発言がなされた。「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」¹

これに続き、翌3月には知的財産戦略会議の第1回会合が開催され、7月の第5回会合で知的財産立国実現に向けた政府の基本的な構想『知的財産戦略大綱』が決定された。さらに、10月の第7回会合において『知的財産基本法』の法案が了承され、2002年11月に成立、2003年3月に施行された。知的財産基本法では、内閣に『知的財産戦略本部』を設置すること、また同本部が知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画（『知的財産推進計画』）を作成・

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04sisei.html> (2012年4月アクセス。以下同じ。)

公表し、重要な施策の実施の推進や総合調整を行うことなどが定められた。この枠組みが、知的財産関連の政策展開の基本スキームとして現在まで引き継がれている²。

この知的財産基本法において、知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」と定義されている（2条1項）。また、知的財産権とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう」と定義されている（2条2項）。

そのうえで、中小企業政策との関わりでは以下の条文がある（下線筆者）。

「第4条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなるこ

とを旨として、行われなければならない。」

「第18条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護を図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。」

「第19条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参加となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。」

² 関連する動向について、より詳しくは知的財産戦略本部ホームページや特許庁（2010）『産業財産権制度125周年記念誌』を参照されたい。知的財産戦略本部の構成員でもある中山信弘は、一連の制度改革の象徴的出来事として、知的財産高等裁判所の設置を挙げる（中山信弘（2010）『特許法』弘文堂、p. 20）。

知的財産基本法のなかで、「中小企業」の文言が記されているのはこの19条のみである。その後、知的財産戦略本部は2003年7月に「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」を立ち上げ、専門調査会は13回の会合を経て、2005年4月に『中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策』をまとめ公表した³。ほかにも、特許庁関連の事業として、2005年3月に知的財産研究所『中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書』（特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、2007年3月に中小企業基盤整備機構『中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2006』（特許庁委託「地域中小企業知的財産戦略支援事業」）などの成果が公開された⁴。

ただし、現在まで続く一連の論考は、客観的あるいは包括的な全体像の把握というよりも、個別の中小企業の事例、とくに成功事例の発掘と紹介に重点が置かれてきた。また、関連情報が分散して存在していることもあり、結果としてその全体としての位置づけやマクロ的な状況は捉えにくいものとなっている。重要な例外として以下でも引く『中小企業白書2009年版』があるが、そこでも全体像については一部情報の整理に留まっている。

このようななかで、本稿では、可能な限り包括的に中小企業の知的財産活動の現状を明らかにする。具体的には、次節において、主要な情報源として特許庁「特許行政年次報告書」、中

小企業庁「中小企業実態基本調査」、特許庁「知的財産活動調査」の3つを取り上げ、中小企業の知的財産活動の全体像を概観する。続いて、その他の実態調査の結果からいくつかの付帯的な情報を提示する。具体的には、第3節は模倣被害、第4節は知的財産と資金調達の関係について検討する。本稿の最大の特徴は、断片的に存在する重要な情報をそれぞれの調査の違いを踏まえつつ網羅的に把握できる点である。

なお、冒頭の知的財産基本法の条文からもわかる通り広義の知的財産制度によって保護され得る知的財産権は多岐にわたるが、ここで準備としてとくに特許権、意匠権、商標権についてその概略を述べる⁵。大きく、特許権は「発明」（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）、意匠権は工業製品のデザイン、商標権は商品やサービスに使用するマークを保護しようとするものである。いずれも、特許庁に出願し（「特許出願」「意匠登録出願」「商標登録出願」）、内容に関する審査を経て、特許査定（特許）または登録査定（意匠、商標）となれば所定の料金を納めることで登録され日本国内の権利として認められる⁶。権利の存続期間は、特許権は原則として「出願から」20年間、意匠権は「登録から」20年間、商標権は「登録から」10年間だが何度でも更新が可能である。とくに特許については、出願内容が出願後1年6か月経過した段階で公開される点（公開特許公報）、出願から3年以内に出願審査を請

3 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kenrihogo/matome/050425.html>。参考資料「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題に関する意見例」も重要性が高い。

4 特許庁（2011）『知的財産経営プランニングブック』巻末のリストも参考になる。

5 この3つに、同じく特許庁が所管する実用新案権を加えた4権利を総称して「産業財産権」という。ただし、現行の実用新案は無審査登録制度であり、年間の出願件数は1万件を割っている。ほかに、法制度による保護として、不正競争防止法や著作権法による保護も重要な論点である。しかし、議論の発散を避けるためこれらについては本稿では扱わない。

6 ただし、登録された後にたとえば無効審判が請求され無効となる場合がある。

求してはじめて内容に関する審査のプロセスに入る点が大きな特徴である⁷。

最近の出願・登録件数は、2010年の年間実績で、特許が出願34.5万件・登録22.3万件、意匠が出願3.1万件・登録2.7万件、商標が出願11.4万件・登録9.8万件となっている⁸。審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（ファーストアクション期間）は、2010年の年間実績で特許28.7か月、意匠6.5か月、商標5.3か月である（特許行政年次報告書2011年版、統計・資料編p.12）。ただし、いずれにも早期審査制度があり、とくに特許に関しては、期間の大幅な短縮が見込めるうえに中小企業が申請しやすくなっていることから積極的に検討する価値がある。

2. 中小企業の知的財産活動の概観

中小企業の知的財産活動に関する情報を含む主要な大規模調査として、特許庁の独自集計、中小企業実態基本調査、知的財産活動調査の3つが考えられる。

2.1. 特許庁による集計

特許庁が毎年発行する「特許行政年次報告書」には、特許庁の独自集計による中小企業の知的財産活動の状況が示されている。具体的には、特許、意匠、商標それぞれについて、年間の内国人出願・登録に占める中小企業の比率が簡潔に報告されている⁹。

表1は、その結果を時系列で整理したもので

ある。直近の2011年版では、2010年の年間実績について中小企業の比率（%）だけでなく件数も示されている（年次報告書2011年版p.85）。

表1にはその実数も記載した。

また、報告書には内国人による出願・登録件数の総数も別途示されている。2010年の内国人の年間実績は、特許が出願29.0万件・登録18.7万件、意匠が出願2.8万件・登録2.4万件、商標が出願9.2万件・登録7.9万件である（年次

表1 内国人の出願、登録に占める中小企業の比率（%）
（特許行政年次報告書）

1) 特許

	出願		登録	
	出願件数 ベース	出願人数 ベース	登録件数 ベース	権利者数 ベース
2005年	12	49	12	50
2006年	11	48	12	51
2007年	12	51	13	58
2008年	10	57	13	56
2009年	12	55	13	57
2010年 実数	12	56	12	58
	33,615件	11,288社	22,321件	7,669社

2) 意匠

	出願		登録	
	出願件数 ベース	出願人数 ベース	登録件数 ベース	権利者数 ベース
2006年	30	57	32	57
2007年	32	58	31	59
2008年	32	56	31	58
2009年	35	57	31	57
2010年 実数	32	55	32	58
	8,978件	2,965社	7,828件	2,748社

3) 商標

	出願		登録	
	出願件数 ベース	出願人数 ベース	登録件数 ベース	権利者数 ベース
2008年	53	69	50	69
2009年	53	65	49	66
2010年 実数	53	65	51	66
	48,497件	21,493社	40,440件	19,895社

資料) 特許庁「特許行政年次報告書」各年版

7 審査請求料の納付が必要である。また、詳しくは立ち入らないが、特許法上、発明は（企業等ではなく）人が行うものとされており、特許を受ける権利は原始的には必ず人に帰属する。企業は、通常、自社の従業者等の発明について何らかのルールのもとで特許に関する権利を譲り受ける（特許庁「職務発明制度の概要」<http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu.htm>）。

8 国際比較をすると日本の当局が扱う出願・登録件数は世界有数であり、日本が知的財産大国のひとつであることがよくわかる（WIPO “World Intellectual Property Indicators, 2011” ほか）。ただし、最近になって中国での件数が激増している。

9 「ただし、中小企業の出願を全て把握できていない可能性があるため、暫定的な数値である」との注記がなされている。

報告書2011年版、統計・資料編p.15)。

表1をみると、いずれの権利も、出願と登録で比率には大きな違いがないことがわかる。時系列の推移については、特許の出願人数・権利者数ベースにおいてやや趨勢的な比率の上昇がみられるが、それ以外では目立った変動はみられない。

個別には、まず特許については、中小企業は内国人出願・登録件数の1割強を占めているに過ぎない。これは、企業数に占める中小企業の比率(99%以上)に比べれば圧倒的に低い。実数でも、件数ベースでは2010年の年間実績で、内国人の特許出願29.0万件・登録18.7万件のうち中小企業は出願3.4万件・登録2.2万件と、いかにも少ない。ただし、人数ベースでは状況はかなり変わり、その比率は5-6割と中小企業が過半であることがわかる。これは、特許について中小企業の出願・登録が少ないというだけでなく、むしろ大企業が非常に多くの出願・登録を行っていることを推測させる結果である¹⁰。とはいえ、表1には実数で特許出願を行う中小企業が年間1.1万社であることが示されており、特許出願は限られた中小企業が行っていることは間違いない。

次に、意匠については、2010年の1年間に、件数ベースで内国人出願・登録が2.8万件・2.4万件あり、そのうち中小企業は0.9万件・0.8万件となっている。比率でも出願・登録ともに3割強が中小企業であり、特許に比べれば活発に意匠を取得しているといえる。人数ベースで見ると、出願・登録の比率は一貫して6割弱であ

り、また2010年1年間に3000社ほどの中小企業が意匠の出願を行っていることがわかる。

商標では、さらに中小企業の比率が高い。2010年の1年間に、内国人による商標の出願・登録は9.2万件・7.9万件あり、うち中小企業は4.9万件・4.0万件と、件数ベースで過半が中小企業となっている。人数ベースとなると比率はさらに高く、3分の2、実数にして年間2万社程度の中小企業が商標の出願・登録を行っている。まとめると、商標、次いで意匠は、相対的には中小企業にも活用しやすい状況にあり、また現に活用されていることがうかがえる。実際、商標と意匠については年間の登録件数上位の会社でみてもその件数はそれほど多くない。2010年の実績で、商標は、多い順にコーセー890件、花王565件、資生堂527件と続く。意匠は、パナソニック556件、シャープ461件、三洋電機386件である(年次報告書2011年版、統計・資料編p.60)。

2.2. 中小企業実態基本調査

特許庁は特許等の出願を受け付け審査する組織であり、当然にして一次情報が直接蓄積される。2.1節で示した数値はそれに基づくものであり、考えられる限りで最も精度の高い情報といえることができる。ただし、特許行政年次報告書からは、中小企業の知的財産活動に関してこれ以上詳しい情報を得ることはできない。また、根本的な制約として、特許庁には原則として何らかの権利の出願を行った企業の情報しか蓄積されないという限界がある。

10 2010年の年間実績で、内外国人あわせて34.5万件の特許出願のうち、上位30社が10.4万件を占めている(年次報告書2011年版p.67)。また、2009年の年間実績で、パナソニックは1万件強、トヨタ自動車とキャノンは7千件強の特許出願を行っている(年次報告書2011年版、統計・資料編)。トヨタ自動車(2009)『知財、この人にきくVol.2トヨタ歴代知財部長』発明協会の記述も参考になる。

これに対し、広く中小企業一般を対象とした統計調査として、中小企業庁が2004年から毎年実施している「中小企業実態基本調査」がある。この調査の特徴は、本稿で取り扱う他の調査とは異なり、標本抽出の母集団が、出願実績のある企業に限らず中小企業全体となっていることである。標本は約11万社と大規模で、有効回答率は5割程度である。結果は調査対象業種における中小企業全体（母集団）に拡大推計され、その母集団企業ベースの拡大推計結果が公表されている点も大きな特徴である。

この中小企業実態基本調査では、回答企業が所有する特許権・実用新案権・意匠権の有無を尋ねている。3つの権利のいずれかを所有していればあると回答する設計であり、さらにその場合、所有する特許権、実用新案権、意匠権の件数をそれぞれ尋ねている¹¹。

直近の2011年調査の結果をまとめたものが表2である。特許権等の所有状況と従業者数は2011年3月末現在で尋ねた結果である。これをみると、特許権・実用新案権・意匠権のいずれかを所有している中小企業は全体の1.5%に過ぎない（左から3列め最上段）。法人企業だけでみても2.8%、製造業の法人企業に限っても8.6%となっている。実数でも、365万社のうち5万社に過ぎない。中小企業のなかで、これらの知的財産権を所有している企業は実際には一部であることがわかる。総じてみれば、業種による違い等はあるものの多くの中小企業にとってこれら知的財産権の所有は有効な選択肢として活用されていないといえる。

ただし、中小企業全体でみた場合に、そもそも新製品や新技術の研究開発に取り組んでいる企業が少なくも考えられる。表2の右2列に、2011年中小企業実態基本調査のこの点についての調査結果を示した。また、ラフな観察ではあるが、図1は研究開発を行った企業の割合と特許権等を所有する企業の割合の散布図である。表2から、2010年度の決算期間中に、「新製品または新技術の研究開発を行った」とする中小企業は全体では1.4%、法人企業2.3%、製造業の法人企業に限っても7.7%に過ぎない（最右列）。研究開発の成果は一般的には過去からの蓄積が寄与することや特許権等は出願から登録までに時間がかかることを考えると、単年度の研究開発支出の有無と権利の所有は厳密には時期は対応しないが、大勢としてそもそも研究開発を行う状況にある企業が少なくもは推測できる。

また、特許権・実用新案権・意匠権のいずれかを所有している企業の1社当たりの所有件数も、全体で5.5件、製造業の法人企業に限っても8.4件と少ない（右から3列め）。さらに、従業者規模別には、相対的に従業者規模が大きい層ほど特許権等を所有する企業の割合が高く、1社当たりの件数も多い傾向が明確に示されている。

2.3. 知的財産活動調査

特許庁は、過去に出願実績のある者を対象に、知的財産活動の実態把握を直接の目的とする詳細な調査「知的財産活動調査」を2002年度か

¹¹ ほかに、経済産業省「企業活動基本調査」にも特許権、実用新案権、意匠権それぞれの所有件数を尋ねる設問がある。ただし、企業活動基本調査の調査対象は従業者50人以上かつ資本金3000万円以上の会社である。いずれの調査にも商標権の情報は含まれないことに注意されたい。

表2 中小企業の特許権等の所有状況
(2011年中小企業実態基本調査)

1) 産業別

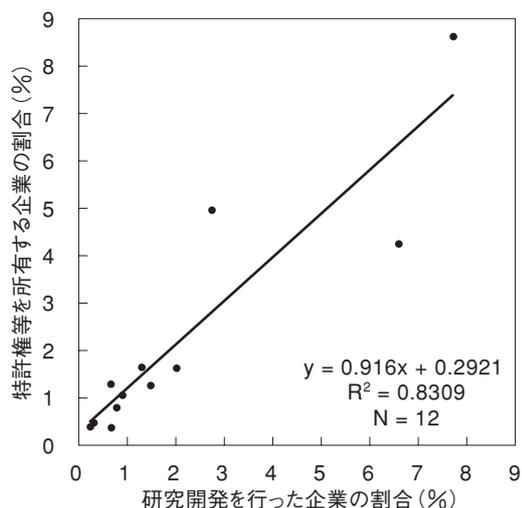
産業	母集団企業数(社)	特許権・実用新案権・意匠権を所有する企業数(社)	特許権等を所有する企業の割合(%)	特許権等の所有件数			1企業当たりの特許権等の所有件数(件)	新製品または新技術の研究開発を行った企業数(社)	研究開発を行った企業の割合(%)
				特許権の所有件数(件)	実用新案権の所有件数(件)	意匠権の所有件数(件)			
合計	3,654,465	54,183	1.5	158,362	39,665	97,575	5.5	52,025	1.4
法人企業	1,668,082	46,667	2.8	154,329	32,145	93,972	6.0	38,796	2.3
建設業	320,831	4,164	1.3	11,027	2,204	2,581	3.8	2,148	0.7
製造業	263,927	22,711	8.6	106,048	20,363	63,814	8.4	20,367	7.7
情報通信業	48,884	2,072	4.2	3,775	1,193	1,227	3.0	3,222	6.6
運輸業、郵便業	55,640	273	0.5	262	142	200	2.2	170	0.3
卸売業	182,441	9,048	5.0	15,694	6,058	17,051	4.3	5,017	2.8
小売業	268,370	2,876	1.1	1,726	557	3,367	2.0	2,446	0.9
不動産業、物品賃貸業	182,362	745	0.4	1,894	822	868	4.8	438	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	95,316	1,211	1.3	11,065	340	657	10.0	1,413	1.5
宿泊業、飲食サービス業	90,957	1,480	1.6	1,046	19	1,139	1.5	1,835	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	63,922	514	0.8	402	126	438	1.9	498	0.8
サービス業	95,432	1,573	1.6	1,390	320	2,628	2.8	1,242	1.3
個人企業	1,986,383	7,516	0.4	4,033	7,521	3,603	2.0	13,230	0.7

2) 従業者規模別

規模区分	母集団企業数(社)	特許権・実用新案権・意匠権を所有する企業数(社)	特許権等を所有する企業の割合(%)	特許権等の所有件数			1企業当たりの特許権等の所有件数(件)	新製品または新技術の研究開発を行った企業数(社)	研究開発を行った企業の割合(%)
				特許権の所有件数(件)	実用新案権の所有件数(件)	意匠権の所有件数(件)			
合計	3,654,465	54,183	1.5	158,362	39,665	97,575	5.5	52,025	1.4
法人企業	1,668,082	46,667	2.8	154,329	32,145	93,972	6.0	38,796	2.3
5人以下	1,088,770	13,802	1.3	13,887	4,765	11,255	2.2	12,882	1.2
6～20人	383,955	12,691	3.3	26,586	5,727	14,395	3.7	10,230	2.7
21～50人	117,907	9,443	8.0	25,645	7,613	14,511	5.1	6,690	5.7
51人以上	77,450	10,732	13.9	88,212	14,040	53,810	14.5	8,994	11.6
個人企業	1,986,383	7,516	0.4	4,033	7,521	3,603	2.0	13,230	0.7

注) 四捨五入の影響から内訳と計が一致しない場合がある。
資料) 中小企業庁「2011年中小企業実態基本調査(速報)」

図1 研究開発と特許権等の所有



資料) 中小企業庁「2011年中小企業実態基本調査(速報)」

ら毎年実施している。標本設計は年によって多少の違いがあるが、ここで扱う2007年度調査の場合、調査対象は2005年の1年間に下記の出願実績がある日本の法人、個人、公的機関である。1) 特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録のいずれかを5件以上出願した者について、抽出率100%の悉皆調査(8041件)、2) いずれかを5件未満出願した上記以外の者について、抽出率約7%のサンプル調査(4700件/66475件)。有効回答数は、1) 3715件、2) 2106件の計5821件、有効回答率は5割弱である。集計結果はこの2種類の標本が合算された状態で公表されている¹²⁾。2007年度調査の調査時点は、出願等は2006年の1年間の実績、権利保有件数等は(調査実施の2007年9月における)直近の会計年度末時点である。

この調査の調査項目は多岐にわたり、公表されている集計結果はいずれも有益な情報を含むものである。ただし、その読み取りには注意が必要な点がいくつかある。とくに難しいのは、上記の標本設計の性質上、たしかにどの回答者も過去にいずれかの権利を出願してはいるが、特定の権利については出願も保有もしていないケースが混在している点である。結果として、公表されている各集計表に「標本数」の記載はあるが、たとえば特許出願件数の集計表の「標本数」には特許出願を行っていない者がカウントされている。公表結果に含まれている区分

「中小企業」の積み上げ集計表も同様であり、これらの集計表からは基本的に1社当たりの件数等を推測できない。

そこでここでは、最も重要な情報として、2009年版の中小企業白書で行われた、2007年度知的財産活動調査の個票データを再編加工した結果を取り上げることとする。具体的には、この白書では、知的財産活動調査に回答した中小企業のうち、フェイス事項「グループ企業の有・無」に対してグループ企業なしと回答した者のみを対象とした再集計を行っている¹³⁾。結果として、企業全体5156社が、大企業36.6%(1887社)、グループ企業ありの中小企業28.8%(1485社)、そしてグループ企業なしの中小企業34.6%(1784社)に分かれたと報告されている¹⁴⁾。すなわち、この時点でもととの中小企業の半数近くが除かれている。

表3は、この白書の付注で報告されている、1社当たりの国内特許出願件数と、国内特許保有件数の結果を示したものである。表の注3と注4はいずれも白書の該当箇所の注を転記したもので、「1社当たり」出願件数と保有件数の算出式の分母が、それぞれ「国内特許出願企業数」、「国内特許保有企業数」となっている点が重要である。これらの値はいずれも公表されている集計表からは得られない¹⁵⁾。

表3から、1社当たりの国内特許出願件数は、グループ企業を持たない中小企業5.7件に対し、

12 2007年度調査のように「悉皆調査」と「サンプル調査」が行われるのは3年に1度で、その間の年は前者の「悉皆調査」のみが行われる。従って、その間の年はこの標本の合算の問題は起こらないが、一方で年間出願数の少ない者が標本に含まれないことになる。

13 これは、大企業の研究開発子会社を対象から除くことを意図している。ただし、細かく言えば、この処理によってそれ以外の中小企業、たとえば自らが親会社であり子会社・関連会社を有する中小企業も対象から除かれているように思われる。

14 この点は、再編加工作業を担当した下記の報告書に記載されている(ただし、内訳の実数は筆者による推計値)。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2009)『2008年度中小企業の新商品・新サービスの開発に向けた取組及び販売戦略に関する調査、中小企業の知的財産戦略に関する調査並びに知的財産活動調査に関する再編加工に係る調査報告書』(中小企業庁委託調査)。

15 標本には特許を出願あるいは保有していない企業が含まれるので、最終的に、ここで集計されている中小企業数は1784社からさらに減っていると思われる。

表3 1社当たり国内特許出願件数と国内特許保有件数
(2007年度知的財産活動調査、再編加工)

	1社当たり国内特許出願件数(件)		1社当たり国内特許保有件数(件)	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
業種全体	156.0	5.7	209.3	17.7
建設業	31.9	4.4	172.2	25.9
食品工業	27.5	1.3	67.2	8.8
繊維・パルプ・紙工業	40.1	2.0	83.0	5.1
医薬品工業	31.6	3.6	62.5	10.9
化学工業	169.1	4.1	312.3	25.6
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	133.0	5.3	228.6	24.7
鉄鋼・非鉄金属工業	183.8	6.1	158.8	22.0
金属製品工業	43.9	6.2	199.8	15.1
機械工業	116.8	5.6	333.8	24.1
電気機械工業	391.6	9.9	291.9	15.6
輸送機械工業	198.3	3.6	251.4	14.6
精密機械工業	128.4	4.2	272.6	16.3
その他の工業	87.6	6.0	209.2	8.7
情報通信業	84.9	7.2	31.7	3.3
卸・小売等	12.1	2.2	35.9	16.4
その他の非製造業	35.3	2.7	62.6	7.4

注1) 本表の「大企業」とは中小企業基本法に定義する中小企業以外の企業をいう。
 注2) 本表の「中小企業」は「グループ企業あり」の中小企業を除いて集計されている。
 注3) 「国内特許出願件数／国内特許出願企業数」にて割合を算出。
 注4) 「国内特許保有件数／国内特許保有企業数」にて割合を算出。
 資料) 「中小企業白書2009年版」付注2-3-3、付注2-3-4、付注2-3-6

大企業156.0件となっている。同じく、1社当たりの国内特許保有件数も、グループ企業を持たない中小企業17.7件に対し、大企業209.3件と大きな違いがある。中小企業の1社当たりの特許出願あるいは保有件数は、平均的には非常に少ない件数となっていることがわかる。基本的に、これまでみてきたふたつの調査と整合する結果が示されているといえる。

3. 模倣被害

知的財産活動に関しては、模倣による権利侵害も深刻な問題である。これについては特許庁が毎年調査を行っており、調査結果は「模倣被害調査報告書」として公表されている。調査対象は、過去5年間に日本で特許、実用新案登

録、意匠登録、商標登録を出願した国内の企業・団体のうち、合計出願件数の上位約8000社である。直近の2011年度調査の場合、8005社に実施し有効回答は4303社、有効回答率は5割強であった。調査の内容は、2010年度1年間の国内外での模倣被害や被害対策の状況等である¹⁶。結果の一部は大企業・中小企業の企業規模別にも報告されている。

この調査結果から、本稿の文脈で最も重要と思われる部分をまとめたものが表4である。まず、回答企業の過半(55%)が中小企業であることがわかる。この傾向は、過去の調査でも同様である。

模倣被害については、「模倣被害率」(=模倣被害社数／総回答社数)は大企業25%に対し

¹⁶ 本調査の模倣被害の定義はやや広い(2011年度調査報告書p.5)。

て中小企業20%となっている¹⁷。過去の調査でも一貫して大企業のほうが被害率が高い。実数では、中小企業2370社のうち462社が模倣被害ありと回答している。

また、表4の右列には、模倣被害ありの内訳として被害を受けた主な国・地域別の結果を示した（複数回答）。これをみると、大企業・中小企業とも国内での被害も多いが、それ以上に中国での被害が多くなっている。侵害発見の容易さ（とくに国内）や侵害調査のウエイトが結果に影響している可能性はあるが、少なくとも被害ありと回答した企業の多くが中国での模倣被害を報告していることは事実として指摘できる¹⁸。

ほかに、報告書に企業規模別の結果は示されていないが、回答企業全体でみて、権利別では商標に関する被害が最も多い。944社のうち538社が商標の侵害を受けており、被害ありと回答した企業の57%を占める（複数回答）。次いで、意匠に関する被害（341社）と特許・実用

新案に関する被害（315社）がほぼ同程度となっている（2011年度調査報告書、資料編p. 11）。

さらに、模倣被害対策の実施状況について述べる。模倣被害対策をしていると回答した企業は4303社中2189社、中小企業では2370社中1130社である（2011年度調査報告書、資料編p. 28）。具体的な対策の内容をみると、ここでも企業規模別の結果は示されていないが、実施している対策、効果のある対策のいずれも「国内外での知的財産権の早期の取得」が圧倒的に多い（2189社中それぞれ1685社、900社。複数回答¹⁹）。事業を展開する国・地域での知的財産権の取得が模倣被害対策の基本であることが確認できる結果となっている。

4. 資金調達

最後に、中小企業の知的財産と資金調達の関係を検討する。当然ながら、個別には外部からみて有望な知的財産を持つ企業が出融資を受けるケースは考えられる。知的財産権を担保とし

表4 模倣被害
(2011年度模倣被害調査報告書)

	回答社数	模倣被害あり		国・地域別（複数回答）							
		被害社数	被害率 (%)	中国	台湾	韓国	インドネシア	タイ	欧州	北米	日本
全体	4,303	944	21.9	642	220	241	70	89	132	139	525
大企業	1,884	477	25.3	348	115	127	46	55	86	79	248
中小企業	2,370	462	19.5	292	104	113	24	34	46	59	275
不明	49	5	10.2	2	1	1	0	0	0	1	2

資料)特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

17 ただし、「模倣被害率」の分母には模倣被害があるかどうか把握していない企業が含まれる（2011年度調査報告書、資料編p. 1）。詳細な内訳を記載している2010年度調査でみると、分子の模倣被害社数は1059社、そして分母の総回答社数は4304社であり、分母のうち「模倣被害があるか分からない、把握していない」は2218社にのぼる。一方、分母のうち「模倣被害調査等を行っているが、模倣被害がなかった」は469社に過ぎない（2010年度調査報告書、資料編p. 3）。

18 過去の報告書にも、専門委員会での委員からの指摘事項として以下の記述がある。「日本や中国の被害実態については一定の把握はできていると思われるが、他地域については被害の実態を把握することが困難であるため、できるだけ正確な被害の実態把握ができるように努めていく必要がある。」（2009年度調査報告書p. 29）

19 次いで、「模倣品の製造業者・販売業者への警告」（実施している対策647社、効果のある対策458社）。

た融資制度についても、政府系金融機関などで取り扱う例がみられる。

しかし、この種の資金調達の変向についての継続的な調査は筆者が知る限りあまりないようである。ただ、情報は少ないながら、経済産業省関東経済産業局がここ5年間ほど行っている「広域関東圏における中小企業の知財戦略実態調査」に、資金調達について尋ねるものがある。調査対象は、関東圏の1都10県に所在する中小企業である²⁰。過去に特許出願の経験がある中小企業に対して、1) 知的財産権を対象に金融機関から資金的支援を受けたことがあるかどうかと、2) 知的財産権を対象に金融機関から資金的支援を受けたいと考えているかどうかを尋ねている。直近の2011年度調査では、標本3162件中700件（22%）の有効回答を得ている。

これらふたつの設問の結果をまとめたものが表5である。これをみると、「知的財産権を対象（担保・債権化等）に金融機関から資金的支援を受けたことはありますか」にあると回答した企業は19社（3%）に過ぎない。過去の調査でも似た結果が示されており、知的財産権を直接の担保とした融資等は、少なくともこれまでのところ例外的なケースに限られるようである。とくに、この設問では尋ねる対象期間も区切っておらず、内容も「資金的支援」など幅を大きく取っているにもかかわらず、結果はごく少数となっている。

ただし、「知的財産権を対象（担保・債権化等）に金融機関から資金的支援を受けたいと考えていますか」については、あると回答した企業は131社（19%）と、潜在的なニーズはある程度存在することがうかがえる。しかし、この

表5 資金調達
(2011年度広域関東圏における中小企業の知財戦略実態調査)

問 知的財産権を対象（担保、債権化等）に金融機関から資金的支援を受けたことはありますか

	社数	構成比 (%)
ある	19	2.7
ない	628	89.7
無回答	53	7.6
合計	700	100.0

問 知的財産権を対象（担保、債権化等）に金融機関から資金的支援を受けたいと考えていますか

	社数	構成比 (%)	従業員規模別						無回答
			10人未満	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
ある	131	18.7	72	30	14	8	5	1	1
ない	510	72.9	122	111	62	71	105	30	9
無回答	59	8.4	17	19	11	8	1	2	1
合計	700	100.0	211	160	87	87	111	33	11

資料) 経済産業省関東経済産業局「2011年度広域関東圏における中小企業の知財戦略実態調査報告書」

²⁰ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県。

結果をさらに従業員規模別にみると、従業員規模が小さい層ほど、資金的支援を受けたいと考える企業の割合が明確に高くなっている。とくに、従業員規模10人未満の層では3社に1社、実数では211社中72社が知的財産権を対象に資金的支援を受けたいと回答している。一方で、従業員規模100人以上の層では、割合でも実数でもそのような回答はほとんどみられない。もともと知的財産の価値は推測が難しいとされ、さらに相対的に小規模な企業ほど知的財産権を担保とした融資等を求めているとすれば、マッチング実現のハードルは一層高いことが予想される。手法の発達と普及の前にはまだ多くの課題が残っているといえそうである。

5. おわりに

本稿では中小企業の知的財産活動の現状について包括的に検討してきた。現行の知的財産制度は、「情報に所有権類似の権利を付与することにより希少性を人為的に作出し、当該情報に経済的価値を与える」ものといえる（中山信弘『特許法』p. 8）。そのもとで、原理的にはこれらの権利を用いて規模が小さい企業であっても自社の事業を有利に進めることが期待される。

しかし、実際には、特許や意匠を出願あるいは所有する中小企業は一部に限られる。中小企業でも相対的に規模が大きい層ほど所有割合が高いとはいえ、とくに特許については総じて大企業の出願件数が圧倒的に多くなっている。技術の進歩や事業環境の変化、そして何よりも権利の存続期間が有限であることを考えれば、

少なくとも中長期的には、情報力や資力が結果を左右する面があることは避けられない。加えて最近では外国での権利取得の重要性が増しているとして、必要と思われる権利を揃え、さらには組み合わせていこうとすれば負担は加速度的に増大する。

ただし、一方で政策面でも重要な進展がみられる。最近では、中小企業等の情報力を補う「知財総合支援窓口」の設置や²¹、審査請求料・特許料の減免制度の適用対象の拡充などが行われた。JETROなど関連機関や、東京都知的財産総合センター²²といった地方自治体レベルでも施策展開が進められている。既に述べた早期審査制度も含め、使えるものは最大限使うことが前提となる。また、その性質上、効果の大きさが事業展開自体の成否に付随して決まってくるという不確かさはあるが、商標は中小企業にも比較的活用しやすい、重要な権利といえそうである。各種刊行物の事例に示されているように成功するケースがあることも疑いがない。

それでも、総合的にはやはり冷静な検討が必要というべきであろう。とくに特許の場合、出願すれば公開される。これによって直接には研究開発投資の重複回避等、そしてマクロ的には産業の発達の目的が達せられるとはいえ、この点は周辺施策ではカバーしきれない現行制度の本質であり、主体的に検討し尽くす必要がある。場合によっては、ノウハウとして秘匿するかどうかや問われているというよりも、むしろ特許として出願する覚悟を決めるかどうかや問われ

²¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chizai_mado.htm

²² <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

ているということも当然考え得る。

加えて、直近では国内製造業など多くの分野で事業環境の悪化が激しく、そもそも知的財産の価値で対抗し得る範囲がどこまでかは個別の高度な経営判断というほかない。理想的には個々の企業の成功が積み重なり経済全体でもプラスになればということではあるが、事業創造は基本的に賭けの要素が大きく、最低限、リターンの見通しに関する冷静な検討が不可欠である。

謝辞

本稿の作成過程において、岡室博之先生、小川一夫先生、高橋美樹先生、寺岡寛先生、長岡貞男先生、三井逸友先生、港徹雄先生、宮川努先生、向山雅夫先生、安田武彦先生はじめ日本学術振興会産業構造・中小企業第118委員会委員、学習院大学コンファレンス参加者、また多くの実務家の方々から有益なコメントをいただいた。深く感謝する。